

-----  
**規 則**  
-----

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月4日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第71号**

**覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則**

覚せい剤取締法施行細則（平成9年高知県規則第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**高知県覚醒剤取締法施行細則**

第1条中「覚せい剤取締法（）」を「覚醒剤取締法（）」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に、「に定める」を「並びに高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）に定める」に改める。

第2条第2項中「正本」を「、正本」に改め、同項第1号中「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同項第2号中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改め、同項第3号中「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同条第3項中「施設」を「当該施設」に改める。

第3条の見出し中「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に、「届出」を「届出手続」に改め、同条中「並びに法」を「並びに」に、「覚せい剤施用機関等の」を「覚醒剤施用機関等の」に、「覚せい剤施用機関等廃止等届出書」を「覚醒剤施用機関等廃止等届出書」に改める。

第4条の見出し中「返納」を「返納等の手続」に改め、同条第1項中「法第30条の5において」を「これらの規定を法第30条の5において読み替えて」に改め、同条第2項中「において」を「において読み替えて」に改める。

第5条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条中「において」を「において読み替えて」に改める。

第6条の見出し中「覚せい剤施用機関等」を「覚醒剤施用機関等」に、「届出」を「届出手続」に改め、同条中「法第30条の5において」を「これらの規定を法第30条の5において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関等の」を「覚醒剤施用機関等の」に、「覚せい剤施用機関等名称等変更届出書」を「覚醒剤施用機関等名称等変更届出書」に、「氏名」を「氏名（法人にあっては、その名称）又は住所」に、「、その事実」を「その事実」に改める。

第7条の見出し中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条中「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に、「のとおりとする」を「による覚醒剤交付書によるものとする」に改める。

第8条の見出し中「覚せい剤等」を「覚醒剤等」に改め、同条中「覚せい剤を」を「覚醒剤を」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

第9条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「第30条の14」を「第30条の14第1項」に改める。

第10条の見出し中「所有覚せい剤等」を「所有覚醒剤等」に、「報告」を「報告手続」に改め、同条第1項中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第2項中「覚せい剤の」を「覚醒剤の」に、「覚せい剤及び覚せい剤原料」を「覚醒剤及び覚醒剤原料」に改める。

第11条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改め、同条中「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に、「覚せい剤施用機関指定証」を「覚醒剤施用機関指定証（次項において「指定証」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、県の開設する覚醒剤施用機関において指定証を毀損し、又は亡失したときは、指定証を再交付するものとする。

別記第1号様式中

「覚せい剤施用機関等廃止等届出書」を

「  
覚醒剤施用機関等廃止等届出書  
」  
に、「覚せい剤施用機関等の廃止等をした」を「覚醒剤施用機関等の廃止等をしました」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関、」を「覚醒剤施用機関、」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改める。

別記第4号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「き損」を「毀損」に改める。

別記第5号様式中

「覚せい剤施用機関等名称等変更届出書」を

「  
覚醒剤施用機関等名称等変更届出書  
」  
に、「覚せい剤施用機関等の」を「覚醒剤施用機関等の」に、「生じた」を「生じました」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関、」を「覚醒剤施用機関、」に、「覚せい剤研究者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤研究者又は覚醒剤原料研究者」に、「名称）」を「その名称）又は住所」に改める。

別記第6号様式中

「覚せい剤交付書」を

「  
覚醒剤交付書  
」

に、「(覚せい剤研究者)」を「(覚醒剤研究者)」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改める。

別記第7号様式中

「覚せい剤廃棄届出書 に係る 覚せい剤 は  
覚せい剤原料廃棄届出書 覚せい剤原料 」

を

「覚醒剤廃棄届出書 に係る 覚醒剤 は  
覚醒剤原料廃棄届出書 覚醒剤原料 」

に、「完了した」を「完了しました」に、「覚せい剤取締法施行細則」を「高知県覚醒剤取締法施行細則」に改める。

別記第8号様式中「発生した」を「発生しました」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、

「第23条 の  
第30条の14 」

を

「第23条 の  
第30条の14第1項 」

に改める。

別記第9号様式中

「覚せい剤 の  
覚せい剤原料 」

を

「覚醒剤 の  
覚醒剤原料 」

に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「第30条の15第4項」を「同法第30条の15第4項」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

別記第10号様式中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、

「覚せい剤 を  
覚せい剤原料 」

を

「覚醒剤 を  
覚醒剤原料 」

に、「譲り渡した」を「譲り渡しました」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、

「 繼 ぎ に 譲 り 渡 し た 」

を

「 繼 ぎ に 譲 り 渡 し た 」

に、「第30条の15第4項」を「同法第30条の15第4項」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

別記第11号様式中

「覚せい剤 を  
覚せい剤原料 」

を

「覚醒剤 を  
覚醒剤原料 」

に、「譲り受けたので、覚せい剤取締法施行細則」を「譲り受け  
ましたので、高知県覚醒剤取締法施行細則」に、「覚せい剤施用  
機関」を「覚醒剤施用機関」に、

「鑑の取たれ鑑中る鑑」

を

「鑑の取たれ鑑鑑鑑」

に改める。

別記第12号様式中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」  
に、

「県の開設する覚せい剤施用機関指定証」

を

「 県の開設する覚醒剤施用機関指定証 」

に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「規定により」  
を「規定に基づき」に、「覚せい剤施用機関として」を「覚醒剤  
施用機関として」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎覚せい取締法施行細則の一部を改正する規則